

令和6年度

事業計画書

公益財団法人富士宮市振興公社

令和6年度公益財団法人富士宮市振興公社事業計画書

はじめに

当公社は、富士宮市朝霧霊園の健全で永続的な経営を行うとともに、これまで培ってきた知識と経験を活用し、指定管理者として富士宮市の公の施設の維持管理に努め、都市緑化等の都市機能の増進と潤いのある地域社会の形成事業、文化及び芸術の振興事業、並びに社会教育活動等の推進及び支援に関する市民交流事業を行うことにより、富士宮市の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とし、次のとおり事業に取り組む。

I 公益目的事業

1 富士宮市朝霧霊園の経営（定款第4条第1号）

富士宮市民の墓地需要に応えるための墓地経営であり、信教や宗教・宗派の別を問わず、その家系が永続的に墓地を有することができる安定した経営を行う。

- (1) 返還された空き墓地の再貸し付けを随時行う。
- (2) 管理人を常駐させ、納骨の立会い等埋葬に係る業務のほか、霊園内の巡視、管理棟やトイレ等の施設清掃、樹木等の園地管理、墓域内の片付け・整理を行う。また、希望者を対象に墓地清掃の代行業務を行う。
- (3) バケツ等の備置き備品の充実・管理を行うとともに、管理棟内休憩室での湯茶の無料提供や、繁忙期におけるミニ塔婆や線香の販売といった利用者サービスに努める。
- (4) 霊園使用者の変更、墓石の彫刻、付属物件の設置等の事務を行う。
- (5) 墓地管理料の収納事務を行う。

2 公園、緑地の利用促進及び保全（定款第4条第2号）

都市公園の効率的な管理運営を行うとともに、利用者が安心して憩える公園管理に努め、潤いと安らぎのある生活空間を提供することで、心身の健全な発達と自然や環境に対する意識の向上を図る。

これらを達成するために、富士宮市都市公園において次の事業を実施する。

- (1) 自然や環境に対する意識向上に関する事業
 - ア みどりの教室
 - イ 愛犬との暮らし方教室
 - ウ 落ち葉や剪定木の無料配布
- (2) 公園内施設の活用に関する事業
 - ア 明星山公園野球場、城山公園及び朝霧自然公園の利用促進

(3) 都市公園施設の維持管理事業

- ア 明星山公園野球場、城山公園、白尾山公園、天母山自然公園及び外神東公園の5か所に管理人を配置し日常管理を行う。
- イ 遊具及びベンチなど施設・設備の点検整備を実施し危険防止を徹底する。
- ウ 地元自治会や地域活動団体と協働し、公園の管理と利用促進を図る。

3 文化及び芸術の啓発、振興を図る事業（定款第4条第3号）

富士宮市民文化会館のリニューアル工事に伴い、工事前の施設の適正な管理を行うとともに、これまでの文化及び芸術活動を継続するため、他施設を会場に地元を中心に活動する演奏家や芸術家を派遣し、引き続き市民が文化芸術に接する機会を提供するアウトリーチ事業と社会貢献事業を実施し、文化振興を目指す。

これらを達成するために、次の事業を実施する。

(1) アウトリーチ事業

- ア 出張コンサート
 - ・学校プログラム
 - ・どこでもコンサート
 - ・景勝地コンサート
- イ 展示会・ワークショップ
 - ・宮の美術家展
 - ・宮の文化創造

(2) 社会貢献事業（音楽鑑賞会、科学実験ショー）

- ア 宮のおんがく会 vol. 13
- イ サイエンスショー

(3) 各種少人数向け講座

4 社会教育活動、市民活動及び国際交流活動の推進と支援に関する事業

（定款第4条第4号）

市民が豊かな日常生活を送るための様々な体験や活動の場を提供することで、市民交流の増進や異分野との交流による新たな発見や可能性を見出し、より潤いのある地域社会の健全な発展を目的とする。

これらを達成するために、富士宮市富士宮駅前交流センターにおいて次に掲げる

(1)から(5)までの事業、富士宮市大富士交流センター及び富士宮市富丘交流センターにおいて(1)、(4)、(5)の事業を実施する。

(1) 社会教育活動に関する事業

- ア 各種講座の開催
- イ 社会教育関係団体の育成・支援

- ウ 地域コミュニティとの連携
 - エ 市及び市内公民館等との連携
 - オ しずおか県民カレッジとの連携
 - カ その他市が必要と認める事業
- (2) 市民活動の推進及び支援に関する事業
- ア 市民活動専門相談及び専門講座等の実施
 - イ 市民活動日常相談の実施
 - ウ 広報業務
- (3) 国際交流活動の推進及び支援に関する事業
- ア 国際交流団体の育成支援
 - イ 富士宮市国際交流協会の運営支援
 - ウ 通訳翻訳ボランティア制度への協力
 - エ ホームステイファミリー募集への協力
 - オ 国際交流団体や国際交流に関する情報収集及び提供
- (4) 図書貸出及び管理業務に関する事業
- ア 貸出・返却業務
 - イ 書架整理業務
 - ウ 資料検索・予約（予約資料の入力・取り寄せ・提供）業務
 - エ 図書館利用カードの発行及び登録業務
 - オ 図書館業務用端末機等管理業務
- (5) 公益目的による施設貸与事業

II 収益事業

1 公共施設の管理事業（定款第4条第5号）

(1) 富士宮市営墓地維持管理事業（指定管理業務）

指定管理者として、市営墓地のより効率的な管理運営及び墓地利用者へのサービスの向上を図る。また、富士宮市朝霧霊園において、希望者を対象に墓地清掃の代行業務を行う。

ア 富士宮市舞々木墓地

イ 富士宮市朝霧霊園（市営）

(2) 富士宮市富士宮駅前交流センター、富士宮市大富士交流センター及び富士宮市富丘交流センターの公益目的以外の施設の貸与事業

指定管理者として公益目的以外の施設の貸与を行い、施設の利用増進に努める。

(3) 富士宮市富士宮駅前交流センター駐車場の運営管理事業

指定管理者として駐車場管理に必要な設備を設置し、駐車料金の収受を行い、適正な維持管理に努める。

(4) 自動販売機設置事業

指定管理施設（富士宮市民文化会館を除く）の敷地内に行政財産の目的外使用等の許可を得て自動販売機を設置し、施設利用者に対し、サービス提供を行う。

(5) 各種維持管理事業

次の各施設の維持管理事業を受託できるよう積極的に努める。

ア 富士宮市小公園緑地等

イ 富士宮駅（北口・南口）広場・源道寺駅前トイレ

ウ 大岩児童遊園トイレ施設

エ 富士山自然休養林施設

オ 神田川観光駐車場トイレ等

Ⅲ その他の事業

1 その他目的を達成するために必要な事業（定款第4条第6号）